

大分県病害虫発生予察調査業務の受託者募集要項

県では植物防疫法に基づき、農業生産現場での効率的かつ効果的な病害虫防除の実施に資するため、主要農作物の病害虫の発生動向を予想した「病害虫発生予察情報」を公表しています。発生動向の予想に不可欠な病害虫の発生状況は、定期的な圃場調査、フェロモントラップ調査及び農業生産現場からの情報等で把握しており、特にフェロモントラップ調査は半旬ごとの害虫の誘殺状況から防除要否や防除時期の判断に有効なデータとなるため、県下各地に設置しているところです。

つきましては、令和8年度に自身が有する栽培圃場においてフェロモントラップ調査による報告や病害虫の発生状況の報告等の業務を受託いただける方を募集します。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名 大分県病害虫発生予察調査業務
- (2) 履行場所 大分県内
- (3) 業務内容 別添「大分県病害虫発生予察調査業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和8年11月27日(金)まで
- (5) 契約件数 20件
- (6) 委託金額 1受託者あたり55,000円(消費税及び地方消費税を含む)
*免税事業者の場合は、1受託者あたり55,000円

2 問い合わせ先

大分県農林水産研究指導センター農業研究部病害虫対策チーム 事務局
TEL: 0974-28-2078 (直通)
(〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328-8)

3 募集件数

募集件数は、下表のとおりとする。

なお、業務内容の詳細は、別添「大分県病害虫発生予察調査業務仕様書」に記載しているので確認すること。

栽培作物	フェロモントラップ調査の対象害虫	募集件数
大豆、イチゴ、サトイモ、キク等	ハスモンヨトウ	7
ピーマン	タバコガ、オオタバコガ	2
白ねぎ	シロイチモジヨトウ	2
かんきつ、梨	果樹カメムシ類	6
梨	シンクイムシ類	2
茶	チャノホソガ	1

4 応募資格

- (1) 県の農業生産における普及事業、植物防疫事業に対して理解があり、業務に必要な病害虫に関する知識をもち、大分県内にフェロモントラップの設置に必要な自身の栽培圃場を有していること(法人も可)。ただし、市町村および農協の職員でないこと。
- (2) 大分県農林水産研究指導センター農業研究部病害虫対策チームと密接な連携のもと

にフェロモントラップ調査等の業務を適正に遂行できること。

(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

5 応募手続き

(1) 募集期間等

令和8年3月5日（木）～令和8年3月18日（水） 午後5時必着
午前9時から午後5時（土日・祝日は除く）

(2) 提出場所

2の問い合わせ先に同じ

(3) 提出書類及び提出部数

以下を提出してください。様式は大分県農林水産研究指導センター農業研究部ホームページからダウンロードできます

(<https://www.pref.oita.jp/site/oita-boujoshou/saiyou.html>)。

- ・大分県病害虫発生予察調査業務申込書（様式1） 1部
- ・誓約書（様式2） 1部

(4) 提出方法

封筒等の表面に「応募書類在中」と朱書き、持参又は郵送により提出してください。

(5) 注意事項

- ・提出後、応募書類の内容について確認する場合があります。
- ・応募書類は返却しません。
- ・提出後に都合により辞退する場合は、速やかに申し出て下さい。
- ・応募者に無断で本業務の受託候補者の選定以外の目的に応募書類を使用しません。

6 選定結果

審査・選定後、約2週間以内に応募者全員に書面にて通知します。

7 委託金の支払いに関する事項

業務完了後、県の完了検査を経て、受託者の請求に基づき委託金を支払います。

8 注意事項

本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、年度開始（歳出予算成立）前に手続を進めているものです。したがって、令和8年第1回大分県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合は、当該業務の執行は行いません。また、この場合に、当該業務の申込者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しませんのでご注意ください。

(別添)

大分県病害虫発生予察調査業務仕様書

1 委託業務の名称 大分県病害虫発生予察調査業務

2 履行期間 自 令和8年 4月 1日
至 令和8年11月27日

3 業務の目的

県では植物防疫法に基づき、主要農作物の病害虫の発生動向を予想した「病害虫発生予察情報」を発表している。害虫の発生動向の予想に有効なフェロモントラップ調査は、地域ごとに誘殺状況が異なるため対象害虫ごとに複数設置し調査する必要がある。このため大分県内に栽培圃場を有する者に、フェロモントラップによる害虫の誘殺状況調査等の業務を委託し、病害虫発生予察情報の発表に必要な発生動向を予想するためのデータとすることを目的とする。

4 業務の内容

大分県農林水産研究指導センター農業研究部病害虫対策チームと密接な連携のもと、以下の業務を実施する。

(1) フェロモントラップ調査の実施及び定期報告

- ・栽培圃場に調査対象害虫のフェロモントラップを設置し、フェロモントラップ内に捕獲された害虫数を5日(半旬)ごとに調査し、10日おきにFAX等で報告する。
- ・報告の際は、栽培圃場における病害虫の発生状況を報告する。
- ・調査期間は、フェロモントラップ調査に必要な資材到着(4月上旬予定)から11月までとするが、発生状況によって変更する場合もある
- ・フェロモントラップ調査に必要な資材は県が購入し配布する。

(2) 病害虫の異常(多)発生時の報告

- ・履行期間中、栽培圃場及び近隣圃場において病害虫の異常発生を確認したら、直ちに発生状況をFAX等で報告する。
- ・なお、報告する病害虫はフェロモントラップに誘殺される害虫以外も含まれる。

5 提出物

- ・病害虫発生予察調査業務定期報告書(調査期間中、10日おきに提出する)。
- ・病害虫異常(多)発生時報告書(発生があった場合のみ)。

様式 1

(記入例)

大分県病虫害発生予察調査業務申込書

令和 8年 3月 6日

大分県農林水産部農林水産研究指導センター 農業研究部長 様 (契約者)

以下のとおり、大分県病虫害発生予察調査業務に申し込みします。

フリガナ 氏名又は名称	オオイタ メジロン 大分 めじろん	
フリガナ 代表者氏名	オオイタ メジロン 大分 めじろん	
フリガナ 住所又は所在地	〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号	
電話番号	097-536-1111	
設立年月日 (法人のみ記載)	—	
業種名・主な事業内容 (法人のみ記載)	—	
納税区分 (課税・免税を記載)	課税	
栽培作目・作付 (予定) 面積	大豆 約3ha	
業務担当者の概要	(フリガナ) 氏名	オオイタ カボタン 大分 かぼたん
	連絡先①電話	097-536-1111
	連絡先②FAX	なし
	連絡先③携帯	080-〇〇〇-〇〇〇〇
	連絡先④メール	kabotan@〇〇.oita.jp
	栽培作目の従事年数	5 年
業務の希望内容	<p>※希望するフェロモントラップ調査の業務を1つ選択し () 内に○をしてください。</p> <p>ハスモンヨトウの誘殺状況調査 (○)</p> <p>ピーマンにおけるタバコガ類の誘殺状況調査 ()</p> <p>白ネギでのシロイチモジヨトウの誘殺状況調査 ()</p> <p>かんきつまたは梨での果樹カメムシ類の誘殺状況調査 ()</p> <p>梨でのシンクイムシ類の誘殺状況調査 ()</p> <p>茶におけるチャノホソガの誘殺状況調査 ()</p>	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の (1) から (8) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

㊦

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。